

## マネジメント管理費管理除外手続きについて

国立がん研究センター東病院

治験事務局

治験依頼者 ご担当様各位

平素より、治験業務におきましてご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

2013年（平成25年）5月より運用を開始した算定要領における下記マネジメント管理費の管理除外条件の適応について、ご協力をお願いいたします。

### マネジメント管理費

	管理除外条件
プロトコル管理費（請求分）	生存調査に切り替わった翌月から計算から除外
治験薬管理費（請求分）	薬剤部から治験薬が回収された月の翌月から計算から除外
CRC管理費（請求分）	治験薬の最終投与月の翌月から計算から除外
事務管理費（請求分）	

上記のとおり、マネジメント管理費について、それぞれ管理除外条件を設定しております。うち、「治験薬管理費」については、治験事務局が薬剤部から情報収集し、管理しておりますが、「プロトコル管理費」及び「CRC管理費」については（契約に係る）目標とする予定被験者数を満了しても追加手続きがなされることもあり、生存調査に切り替わった月（日）や治験薬の最終投与月（日）（以下これらを「除外条件適応の基準日」という）が施設側で判断できない状況でございます。

つきましては、依頼者様から「マネジメント管理費管理除外届」による除外条件適応の基準日の御連絡をいただいた日をもちまして除外条件手続きをいたしますのでご協力をお願いいたします。

<「マネジメント管理費管理除外届」の提出方法及び諸注意>

- 1) 提出方法：Eメール、郵送或いはFAX等、記録が残る方法
- 2) 連絡の締め切り：毎月末  
注1) 月末が土日祝祭日の場合には、その前の業務日17:15  
注2) 郵送等のように連絡に時間を要する場合において、月末締め切りは、17:15までに治験事務局必着  
(病院受け取り時点では治験事務局まで届くのに時間を要し請求手続きに支障が生じますので、ご理解をお願いいたします)。
- 3) 電話等による口頭での事前連絡はお受けいたしません。

- 4) 除外条件手続き後の再開についてはお受けできません。必ず症例追加が無いことを確認のうえ御連絡下さい。仮に、除外条件手続き後の再開が生じた場合には、振り込み遅延に準じた対応を検討させていただきます。

2015年3月20日